

女子美術大学短期大学部学則

(昭和38年4月1日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

第2章 組織

(学科及び学生定員)

第2条 本学に置く学科及びその学生定員は次のとおりとする。

造形学科 入学定員 120名 収容定員 240名

(学科の目的)

第2条の2 造形学科では美術・デザインに関する専門的な理論と技術を学び、幅広い表現方法を修得した上で、作品制作を通して創造力、表現力、応用力を育てることを教育目的とする。個性を大切にし、豊かな感性と自由な発想を磨き育むことで、独創力と高度な技術力を備えた、社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成する。

(専攻科及び入学定員)

第3条 本学に、専攻科を置き、その専攻及び入学定員は次のとおりとする。

造形専攻 入学定員 50名

2 専攻科に関しては、第11章に定める。

第4条 削 除

(付属図書館及び美術館)

第5条 本学に、付属図書館及び美術館を置く。

2 付属図書館及び美術館に関する規則は別に定める。

(事務組織)

第6条 本学に、必要な事務組織を置く。

第3章 職員組織

(職員組織)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第9条 教授会は、学長、専任の教授・准教授・講師をもって構成する。

(教授会の招集)

第10条 教授会の招集は、学長が行う。

- 2 教授会の議長は、短期大学部部長とする。
- 3 議長に事故あるときは、当該招集者が予め指名した教授が議長となる。

(審議事項)

第11条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教育課程に関すること
- 二 主要年中行事及び日程に関すること
- 三 授業科目修了の認定に関すること
- 四 学生の指導及び賞罰に関すること
- 五 入学試験に関すること
- 六 入学、退学、休学、留学、転学及び卒業に関すること
- 七 各種奨学生に関すること
- 八 実習料等に関すること
- 九 学則その他本学の制規に関すること
- 十 教員の人事に関すること
- 十一 その他本学に関する重要なこと

(その他)

第12条 教授会に関する事項は、本章によるほか、教授会内規の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

- | | |
|-----|------------------|
| 前 期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後 期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（10月30日）

春期休業（4月 1日から 4月 15日まで）

夏期休業（7月 11日から 9月 10日まで）

冬期休業（12月 25日から翌年 1月 7日まで）

- 2 学長は、教授会の議を経て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は2年とする。

(修業年限の通算)

第16条の2 本学の学生以外の者が、本学において一定の単位を修得した後に本学に入学した場合で、その修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、第16条の規定にかかわらず、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第17条 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、第23条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、在籍年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長が在学を認めることができる。

第7章 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学が必要と認めたときは、第14条に規定する後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別表第5に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに別表第5に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第23条 本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転入学）

第23条の2 本学に転入学を希望する女子があるときは欠員の状況等により、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 転入学に関する取扱いは別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第24条 授業科目を分けて、共通科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

（教職に関する科目）

第25条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

（授業の方法）

第25条の2 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

二 演習を中心とする授業については、15時間から30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間から45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（1年間の授業期間）

第27条 1年間の授業期間は、定期試験等を含めて、原則として35週とする。

（授業期間）

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合はこの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（履修科目の登録）

第28条の2 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録する単位数の上限を定めることとする。

（単位の授与）

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第26条第2項の授業科目については、本学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（学習の評価）

第30条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第30条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第30条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第30条の2第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第30条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第30条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条の2第1項及び第30条の3第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第30条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 第1項、第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。

（長期履修学生）

第30条の5 第16条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第9章 休学、留学、退学及び転学

（休学）

第31条 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内において休学期間の延長を許可、又は命ずることができる。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

（復学）

第33条 休学期間が満了した翌日に復学するものとする。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は学期の始めとする。

（留学）

第33条の2 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 留学した期間は第17条の在学期間に算入し、第30条の2第2項を適用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

3 留学に関して必要な事項は別に定める。

（転学）

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない

（退学）

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（措置による退学）

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学の措置を講ずる。

- 一 第17条に定める在学年限を超えた者
- 二 第32条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業等

（卒業の要件）

第37条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、所定の共通科目、専門科目から必修科目、選択科目を含め、合計62単位以上を修得しなければならない。

（卒業の認定）

第38条 本学に2年（第23条の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第38条の2 卒業を認定された者に対し、短期大学士（芸術）の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

（在学期間の延長）

第38条の3 第38条の規定にかかわらず、本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たす者のうち、引き続き本学に在学して学修の継続を希望する者については、第14条に規定する学期を単位として、在学期間の延長を許可することができる。

2 在学期間の延長について必要な事項は別に定める。

（資格の種類）

第39条 本学において取得することのできる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭2種免許状 美術

（資格の取得）

第40条 中学校教諭2種免許状（美術）を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

第11章 専攻科

（名称）

第41条 本学に専攻科を置き、造形専攻と称する。

（修業年限）

第42条 専攻科の修業年限は1年とする。

（在学年限）

第42条の2 専攻科の在学年限は2年とする。

（休学）

第42条の3 疾病その他特別の理由により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第42条の4 休学期間は1年を限度とする。

2 休学期間は、第42条の2の在学期間には算入しない。

（復学、退学並びに措置による退学）

第42条の5 第33条（復学）、第35条（退学）、第36条（措置による退学）の規定は、専攻科にこれを準用する。

（入学資格）

第43条 専攻科に入学できる者は、本学の卒業者又はこれと同等の資格ある女子とする。

（授業科目等）

第44条 専攻科の授業科目及び単位数等は別表第3に定める。

（修了の要件）

第45条 専攻科を修了するためには、専攻科に1年以上在学し、別表第3に定める授業科目及び単位数のうちから、必修科目、選択科目を合わせて30単位を修得しなければならない。

（修了証書の授与）

第46条 専攻科に1年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

(検定料及び授業料等)

第47条 専攻科の検定料及び授業料等は別表第5に定める。

第12章 削除

第48条 削除

第49条 削除

第49条の2 削除

第49条の3 削除

第49条の4 削除

第49条の5 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

第54条 削除

第13章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生、聴講生、研究員、研修員、研究生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生)

第57条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、履修を許可する。

2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

3 聴講生について必要な事項は別に定める。

(研究員、研修員)

第57条の2 本学において特定の専門事項について研究又は研修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究員又は研修員として受入れることがある。

2 研究員及び研修員について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第58条 本学において特定の専門事項を研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究を許可する。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第58条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 その他特別聴講学生に関する規則は別に定める。

(委託生)

第58条の3 他の機関又は団体から派遣され、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として許可する。

2 委託生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第58条の4 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第15章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等)

第59条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第5に定めるとおりとする。

(授業料等の納付)

第60条 授業料、実習料、施設設備料、維持費は、年額の2分の1ずつを2期に分けて納付するものとする。ただし、前期分納時に、後期分も併せて納付することができる。

前期納期 4月 10日

後期納期 10月 5日

2 第1項以外の費用は、全額を4月10日までに納付するものとする。

3 特別の事情のあると認められる者は、延納を認めることがある。

(転学、退学等の場合の授業料等)

第61条 転学、退学した者については在籍していた期までの授業料等は徴収する。ただし、第36条第三号又は第四号により退学の措置を講じられた者についてはこの限りではない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第62条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として授業料相当額の4分の1を徴収する。

2 在籍料の減免措置については、別に定める。

(寮費の納付)

第63条 寮費は、別に定める年額を2期に分けて、所定の期日までに納付するものとする。

(科目等履修生、聴講生及び研究生の授業料等)

第64条 科目等履修生、聴講生及び研究生の授業料等については別表第5に定める。

(納付した授業料等)

第65条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返還しない。

第16章 厚生施設

(学生寮)

第66条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健センター)

第67条 本学に保健センターを置く。

2 保健センターに関する規則は別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第68条 本学は、社会人の生涯学習に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

付 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則第30条は、昭和52年度1年次入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この学則第59条は、昭和53年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この学則第59条は、昭和54年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この学則第59条は、昭和55年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この学則第59条は、昭和56年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この学則第30条は、昭和56年度1年次入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この学則第59条は、昭和57年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この学則第59条は、昭和58年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則第59条は、昭和59年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則第59条は、昭和60年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この学則第59条は、昭和61年度入学生より適用する。

付 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則第59条は、昭和62年度入学生より適用する。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成5年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日現在在籍する者については、第61条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日現在在籍する者については、第59条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成9年5月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日現在在籍する者については、第59条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日現在在籍する者については、第59条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日現在在籍する者については、第59条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成13年度の収容定員は次のとおりとする。

1年次	2年次
造形学科 250名	服飾科 200名
	造形科絵画専攻 70名
	造形科彫塑専攻 20名
	造形科情報デザイン専攻 100名
	造形科空間デザイン専攻 70名
	造形科生活デザイン専攻 140名

2 平成13年3月31日現在在籍する者については、校名及び第59条、第62条を除き従前の学則によるものとする。

3 第24条に規定する専門科目の内、「コンピュータ演習A」（1単位）、「コンピュータ演習B」（1単位）は、造形科情報デザイン専攻を除き、平成12年度入学生にも適用する。

付 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 第30条に規定する学習の評価は、平成13年度入学生にも適用する。

付 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成16年3月1日から施行する。

2 再入学を志願する者は、学則第23条の規定にかかわらず、改正前の除籍された者を含むものとする。

付 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成18年2月1日から施行する。

2 第38条の2第1項の規定については平成17年10月1日以降の卒業生から適用し、平成17年9月30日以前の卒業生については従前の規定による。

付 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在在籍する者については、学則第2条の2を除き従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成22年度の収容定員は次のとおりとする。

1年次	2年次
造形学科180名	造形学科250名

2 平成22年3月31日現在在籍する者については、学則第59条を除き、従前の学則を適用する。

付 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年7月23日から施行する。

付 則

この学則は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在在籍する者について、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、令和3年7月29日から施行する。

付 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、令和5年度の収容定員は次のとおりとする。

1年次	2年次
-----	-----

造形学科 120名	造形学科 180名
-----------	-----------

2 令和5年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付則

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。なお、令和5年度以前に入学した学生には、従前の学則を適用する。

付則

- 1 この学則は令和6年5月1日から施行する。

付則

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。

学 則

別 表 第 1

(1) 共通科目

科目区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
共通科目		女子美基礎講座	2		1. 共通科目については、24単位以上を修得すること。 2. 「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」については、6単位以上修得すること。 3. 「美大生としての基礎力・創造力を養う」については、6単位以上を修得すること。 4. 「アートを社会と生活に生かす」については、2単位以上を修得すること。 5. 「語学力を高めて世界で活躍する」については、英語系の科目から2単位以上を修得すること。 6. 教員免許状を取得する者は、教育原論、法学（日本国憲法）、教育心理学、健康科学A、健康科学B、東洋美術史、美学概論、情報メディア基礎演習、Joshibi Foundation English A、Joshibi Foundation English Bを必修とする。
		女子美の教養	2		
	国際社会と日本・文化	教育原論		2	
		保育原理		2	
		法学（日本国憲法）		2	
		児童家庭福祉学		2	
	自然環境と人間	教育心理学		2	
		健康科学A		1	
		健康科学B		1	
		保育の心理学		2	
		子どもの保健・食・栄養		2	
	美大生としての基礎力・創造力を養う	西洋美術史A		2	
		西洋美術史B		2	
		日本美術史A		2	
		日本美術史B		2	
		デザイン史		2	
		色彩学		2	
		造形材料学		2	
		東洋美術史		2	
		美学概論		2	
		広告論		2	
		写真概論		2	
		デザイン法令論		2	
		写真実習		2	
		記号論		2	
	アートを社会と生活に生かす	実践するアート	国際芸術プログラム		2
			プロジェクト・スタディーズ		2
		キャリアリテラシー	インターンシップ1		1
			インターンシップ2		2
			インターンシップ3		3
			インターンシップ4		4
			キャリア形成		2
			情報メディア基礎演習		2
	語学力を高めて世界で活躍する	語学力を高める	Joshibi Foundation English A		1
			Joshibi Foundation English B		1

(2) 専門科目

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	基礎造形（美術A）		2	卒業のためには、専門科目を38単位以上修得すること。 何れか8単位必修
	基礎造形（美術B）		2	
	基礎造形（美術C）		2	
	基礎造形（美術D）		2	
	基礎造形（共通A）		2	
	基礎造形（共通B）		2	
	基礎造形（デザインA）		2	
	基礎造形（デザインB）		2	
	基礎造形（デザインC）		2	
	基礎造形（デザインD）		2	
	基礎造形（デザインE）		2	
	基礎造形（デザインF）		2	
	基礎造形（デザインG）		2	
	造形概論	2		
	美術		2	何れか6単位必修
	造形研究Ⅰ		3	
	造形表現Ⅰ		1	
	コンピュータ実習		1	
	デザイン基礎Ⅰ		1	
	デザイン基礎Ⅱ		4	
	西洋美術史A		2	共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設 共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設 何れか4単位必修
	日本美術史A		2	
	情報デザイン概論		2	
	テキスタイルデザイン概論		2	
	プロダクトデザイン概論		2	共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設 共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設
	デザイン史		2	
	色彩学		2	何れか8単位必修
	絵画		4	
	彫塑		4	
	造形研究Ⅱ		2	
	造形表現Ⅱ		2	
	デザイン表現Ⅰ		2	
	デザイン表現Ⅱ		2	
	デザイン表現Ⅲ		2	
	デザイン表現Ⅳ		2	

	造形論		2	何れか2単位必修
	情報メディア論		2	
	染織デザイン論		2	
	プロダクトデザイン発想法		2	
	卒業制作	6		
	共通プログラム	2		
	教職絵画		2	
	教職彫塑		2	
	教職デザイン		2	
	教職工芸		2	
	コンピュータ演習 A		1	
	コンピュータ演習 B		1	
	総合演習 A		2	
	総合演習 B		2	

学 則

別 表 第 2

教職に関する科目

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
教職に関する科目	教職概論		2	共通科目「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」に開設
	教育原論		2	
	現代教育論特講 A		2	
	現代教育論特講 B		2	
	教育心理学		2	共通科目「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」に開設
	特別支援教育論		1	
	教育課程論		2	
	美術科教育法 A		2	
	道徳教育論		2	
	特別活動論（総合的な学習の時間の指導法を含む）		2	
	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）		2	
	生徒指導論（進路指導を含む）		2	
	教育相談論		2	
	教育実習指導		1	
	教育実習 A		2	
	教育実習 B		2	
	教職実践演習（中学校）		2	

学 則				
付 則				
1．この学則は、令和7年4月1日から施行する。				
2．令和7年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。				
別表第3				
専攻科造形専攻授業科目				
	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	絵 画 I		5	専攻科修了のためには、必修科目、選択必修科目及び選択科目、合計30単位以上修得すること。
	絵 画 II		5	
	彫 塑 I		5	
	彫 塑 II		5	
	プロダクト表現演習		6	
	メディア表現研究		6	
	メディア表現演習		6	
	プロダクト表現研究		6	
	テキスタイル表現演習		6	
	自由研究(メディア)		4	
	自由研究(テキスタイル)		4	
	自由研究(プロダクト)		4	
	絵画演習 I		3	
	絵画演習 II		3	
	彫塑演習 I		3	
	彫塑演習 II		3	
	テキスタイル表現研究		6	
	グラフィック表現演習		6	
	グラフィック表現研究		6	
	自由研究(グラフィック)		4	
	造形特論A		2	何れか16単位必修
	造形特論B		2	
	デザイン論		4	
	ソフトマテリアル論		4	
	修了制作	6		
	現代造形論	2		
	女性作家史	2		
	企画・プレゼンテーション技法		2	
	舞台美術表現		2	
	保存修復学		2	
	アニメーション論		2	
	パブリックアート論		2	
	美術館博物館学		2	
	臨床美術		2	
	古美術研究		2	
	プロジェクト・スタディーズII		2	何れか4単位必修
	インターンシップII-1		1	
	インターンシップII-2		2	
	インターンシップII-3		3	
	インターンシップII-4		4	
	国際芸術プログラム		2	

入学科・授業料および検定料その他

(新)

学科 項目			造形学科 (転入学)	長期履修学生	専 攻 科
入 学 料 (初年度のみ)			200,000 円 (100,000 円) 〔 本学学生 0 円 学 外 200,000 円 〕	(3 回にわたり分納可) 第 1 回 入学初年度 70,000 円 第 2 回 在学 2 年目 70,000 円 第 3 回 在学 3 年目 60,000 円	本学卒 0 円 学 外 180,000 円
施設設備料 (年 額)			380,000 円	1 単位につき 10,600 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	190,000 円
維 持 費 (年 額)			60,000 円	1 単位につき 1,800 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	30,000 円
授 業 料 (年 額)			1,114,000 円	1 単位につき 38,000 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	1,114,000 円
実 習 料 (年 額)			69,400 円	138,800 円を合計金額とし、履修期 間にわたり均等に分納する。	64,000～80,000 円
入学検定料	特別選抜 (外国人留学生)		30,000 円 (15,000 円)	30,000 円	本学卒 13,000 円 学 外 15,000 円
	以外		〔 本学学生 15,000 円 学外 30,000 円 〕		
	特別選抜 (外国人留学生)		50,000 円 (25,000 円)		
科目等履修生	授業料 (1 単位)	講 義	22,000 円		22,000 円
		演 習	32,300 円		32,300 円
		実技実習	39,600 円		39,600 円
	検 定 料		5,000 円 (3,000 円)		5,000 円 (3,000 円)
研究生	授業料等	授業料(年 額)	477,000～493,000 円		
		実習料(年 額)	128,000～160,000 円		
	検 定 料		10,000 円		
聴 講 生	授業料 (1 単位)	講 義	10,000 円		10,000 円
		演 習			
		実技実習			
	検 定 料		5,000 円 (3,000 円)		5,000 円 (3,000 円)

備 考 (1)

- 入学科 1 年次の () 内の金額は、本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。
- 第 2 年次の授業料はスライド制授業料とする。
- 実習料はその専攻する内容によって定める。
- 入学検定料の () 内の金額は、本学園卒業・修了・在学生、本学法人が設置する大学に併願した場合、または本学に複数回出願した場合に適用する。
- 科目等履修生・聴講生で実技実習を履修する場合は、授業料のほか必要な実習料を徴収する。
- 科目等履修生及び聴講生の検定料の () 内の金額は、本学園卒業・修了生に適用する。
- 研究生の授業料は専攻科の授業料の 2 分の 1 から実習料を除いた金額とし、実習料は専攻科の 2 倍とする。
なお、1 年に満たない、3、6、9 ヶ月の研究期間の場合は当該授業料および実習料を研究期間に応じて按分するものとする。
- 造形学科欄の [] 内の金額は、転入学者に適用する。

備 考 (2)

(長期履修学生関係)

- 退学・措置退学の際、入学金に未納金額があるときは、残金を完納すること。
- 卒業要件単位数 (62 単位) を超えて履修する時は、その超過分の授業料・施設設備料、維持費は徴収しない。
- 当初計画の履修年次を超えて在学し、実技科目を履修する時は、当初履修年次の実習料の分納金額を別途後納する。

入学科・授業料および検定料その他

(旧)

学科 項目			造形学科 (転入学)	長期履修学生	専 攻 科
入 学 料 (初年度のみ)			200,000 円 (100,000 円) 〔 本学学生 0 円 学 外 200,000 円 〕	(3 回にわたり分納可) 第 1 回 入学初年度 70,000 円 第 2 回 在学 2 年目 70,000 円 第 3 回 在学 3 年目 60,000 円	本学卒 0 円 学 外 180,000 円
施設設備料 (年 額)			380,000 円	1 単位につき 10,600 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	190,000 円
維 持 費 (年 額)			60,000 円	1 単位につき 1,800 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	30,000 円
授 業 料 (年 額)			1,114,000 円	1 単位につき 38,000 円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	1,114,000 円
実 習 料 (年 額)			69,400 円	138,800 円を合計金額とし、履修期 間にわたり均等に分納する。	64,000～80,000 円
入学検定料			30,000 円 (15,000 円) 〔 本学学生 15,000 円 学 外 30,000 円 〕	30,000 円	本学卒 13,000 円 学 外 15,000 円
科目等履修生	授業料 (1 単位)	講 義	22,000 円		22,000 円
		演 習	32,300 円		32,300 円
		実技実習	39,600 円		39,600 円
	検 定 料		5,000 円 (3,000 円)		5,000 円 (3,000 円)
研究生	授業料等	授業料(年額)	477,000～493,000 円		
		実習料(年額)	128,000～160,000 円		
	検 定 料		10,000 円		
聴講生	授業料 (1 単位)	講 義	10,000 円		10,000 円
		演 習			
		実技実習			
	検 定 料		5,000 円 (3,000 円)		5,000 円 (3,000 円)

備 考 (1)

- 入学科 1 年次の () 内の金額は、本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。
- 第 2 年次の授業料はスライド制授業料とする。
- 実習料はその専攻する内容によって定める。
- 入学検定料の () 内の金額は、本学園卒業・修了・在学生、または、本学法人が設置する大学に併願した場合に適用する。
- 科目等履修生・聴講生で実技実習を履修する場合は、授業料のほか必要な実習料を徴収する。
- 科目等履修生及び聴講生の検定料の () 内の金額は、本学園卒業・修了生に適用する。
- 研究生の授業料は専攻科の授業料の 2 分の 1 から実習料を除いた金額とし、実習料は専攻科の 2 倍とする。
なお、1 年に満たない、3、6、9 ヶ月の研究期間の場合は当該授業料および実習料を研究期間に応じて按分するものとする。
- 造形学科欄の [] 内の金額は、転入学者に適用する。

備 考 (2)

(長期履修学生関係)

- 退学・措置退学の際、入学金に未納金額があるときは、残金を完納すること。
- 卒業要件単位数 (62 単位) を超えて履修する時は、その超過分の授業料・施設設備料、維持費は徴収しない。
- 当初計画の履修年次を超えて在学し、実技科目を履修する時は、当初履修年次の実習料の分納金額を別途後納する。